

社会福祉法人たかとり福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、役員等及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員退任した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員の報酬等は、別表のとおりとする。

- 2 非常勤の理事に対して、各年度の総額が120,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。なお、報酬は、理事会への出席1回につき3,000円とする。
- 3 監事に対して、各年度の総額が50,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。なお、報酬は、監査1回につき10,000円とし、理事会への出席1回につき3,000円とする。
- 4 評議員に対する報酬は、各年度の総額が135,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。なお、報酬は、評議員会への出席1回につき3,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、毎月末日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会に出席した都度、支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給することができる。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給することができる。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第6条 この規定の施行に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規定は、平成29年2月1日より施行する。

別表（第3条第1項関係）

役職名	報酬の額
理事長	無報酬